

新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部
(新型インフルエンザ等対策本部)
知事メッセージ

令和2年4月8日
青森県危機対策本部

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

昨日、政府対策本部長から、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたところです。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあると同時に、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、私としては、国家的な危機として極めて重要な局面にあるものと重く受け止めているところであります。

県としては、県民の命と暮らしを守るため、本県における感染まん延や医療の崩壊は何としても避けなければならないと考えており、これまで以上に感染拡大の防止に万全を期していく所存であります。このことは、県民の皆様、さらには本県に移動されてくる皆様の御理解と御協力なしには、成し得ないものと考えております。

県民の皆様等へお願いいたします。

まず、緊急事態措置の実施区域から移動されて来た方におかれて

は、2週間は不要不急の外出を自粛いただき、毎日検温するなど健康観察をしてくださるようお願いいたします。

海外から帰国された方については、国の取扱いでは、検疫時PCR検査の結果が陰性の方も含め、入国から14日間は自宅等で待機いただくこととされていますので、これをお守りいただくようお願いいたします。

また、県民の皆様におかれては、緊急事態措置の実施区域への移動について、不要不急の移動を自粛してくださるようお願いいたします。

緊急事態措置の実施区域以外への移動についても、移動先の感染者発生状況等を踏まえ、慎重な判断をお願いいたします。

そして、感染が疑われる症状が出た場合には、医療機関を受診する前に、まずは保健所に設置している「帰国者・接触者相談センター」に事前に連絡してください。同センターが、「帰国者・接触者外来」に案内いたします。

県民の皆様お一人お一人の行動、そして各職場や学校などにおける対応が、今後の感染の動向を大きく左右します。

イベント、会議、スポーツ、会食等も含め、あらゆる場面において、密閉・密集・近距離での会話といった「3つの条件が同時に重なる場」を避けていただくとともに、手洗い、咳エチケットの徹底、風邪のような症状がある場合には、会社等を休むなど、拡散防止につながる行動をお願いいたします。

以上、県民の皆様等には、何かと御不便をお掛けすることとなりますが、この難局を皆様と共に乗り越えていきたいと考えております。

すので、特段の御理解と御協力をお願いいたします。

なお、今後、緊急事態宣言発出に伴う影響が本県に及ぶことも懸念されると思いますが、昨日、政府が決定した「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」では、生活困窮世帯や中小・小規模事業者等に対する支援策などが数多く盛り込まれたところであり、県としては、今回の経済対策を最大限に活用しながら、引き続き、感染拡大防止に万全を期すとともに、地域経済や県民生活への影響を最小限に食い止めることができるよう全力を尽くして参ります。